

# 新型コロナウイルスの影響を受けた生産者の皆様へ

## ～高収益作物次期作支援交付金のご案内～ 10月23日現在

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた作物について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆様に支援します。

### 交付金の対象となる生産者

【要件①】 **令和2年2月から5月の間**に、作物（野菜、花き、果樹、茶）について出荷実績がある又は、出荷できずに廃棄した実績があるものの中で、前年から売上げが減少している生産者

（5月分についてはたまねぎ等一部の作物のみ）

【要件②】 収入保険、野菜価格安定制度、農業共済等のセーフティーネットに加入していること、又は、加入を検討すること

### 事業の内容

本事業は、2つの事業に分かれています。どちらか一つ、又は、両方の事業を組み合わせることも可能です。

事業1：需要対応生産支援（裏面の取組を2つ以上実施 5万円/10a）

事業2：需要促進取組支援（裏面の取組を1つ以上実施 2万円/10a）

### 事業のながれ・スケジュール

【手順①】 洲本市地域農業活性化協議会（市農政課）へ申請書を提出

※1 申請に当たっては、裏面の取組項目から今後の取り組みを選択（**事業1は2つ、事業2は1つ**）していただくことが必要です。

※2 令和2年2月～5月の出荷又は、廃棄実績が分かる書類を添付してください。

【手順②】 選択した取組項目の実施および次期作の作付を実施

※1 手順①で選択した取組項目を実施してください。また、資材の購入伝票や、作業日誌、機器等の写真など取組内容を実施したことが分かる書類を保存してください。

※2 次期作の作付をしてください。

【手順③】 洲本市地域農業活性化協議会へ実績報告書を提出

※1 手順②の取組項目を実施したことや、次期作を作付けたことが分かる書類の提出が必要

【手順④】 交付金の交付

※1 手順③の書類が提出され、記載内容や添付書類に漏れがなく、取組項目や次期作作付の確認できた後、交付金が支払われます。

## ～次期作付に向けた取組み例～

### 事業1：高収益作物次期作支援（需要対応生産支援）

圃場ごとに、以下の各取組類型から、**2つ以上の取組項目を実施**した生産者に対し交付金を交付します。

【交付単価】10アールあたり **5万円**（中山間地域は5.5万円）

【交付面積】以下から2つ以上の取組項目を実施した面積

取組類型	取組項目
ア 生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入 ②集出荷経費の削減に資する資材の導入
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	③品目・品種等の導入 ④肥料・農薬等の導入 ⑤かん水設備等の導入
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	⑥土壌改良・排水対策の実施 ⑦被害防止技術の導入
エ 作業環境の改善に資する取組	⑧-1 労働安全確認事項の実施 ⑧-2 農業機械へ安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入
オ 事業継続計画の策定の取組	⑧-3 事業継続計画の策定等

#### 【取組の実施例】

(ア-①+ウ-⑥) 定植機や収穫機などを購入・レンタル・リース + 堆肥の散布

(イ-③+イ-④) 転換に必要な種子・種苗の導入 + 種子・苗の消毒剤の購入

(ウ-⑦+エ-⑧-1) マルチ資材の導入 + JA等が実施する安全講習会等へ参加 等々

### 事業2：高収益作物次期作支援（需要促進取組支援）

上記の取組に加え、ア～ウの各取組類型から、**1つ以上の取組項目を実施**した生産者に対し交付金を交付します。

【交付単価】取組類型ごとに10アールあたり **2万円**（中山間地域は2.2万円）

【交付面積】取組項目を実施した面積

#### ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備

①新規契約の締結、②追加契約の締結、③需要開拓による販路の変更

#### イ 新品種・新技術導入等に向けた取組

都道府県知事が定める ①新品種の導入、②新技術の導入

#### ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等への取組

①残留農薬基準等への対応、②有機農業の認証取得に向けた取組、

③GAP認証に向けた取組、④MPS（花き生産総合認証）に向けた取組